

# —ETCコーポレートカード— 各種届出記載例集

コピーしてお使い下さい。  
※ホームページからExcel形式でダウンロードできます。



関東運送事業協同組合



# 自動車検査証の電子化に伴う添付書類の変更について

2023年1月4日以降、自動車検査証(車検証)は、ICタグがついた「電子車検証」(A6サイズ)として発行されています。

従来、ETCコーポレートカードの申請時には、「車検証」を併せて提出していただいておりますが、「電子車検証」には有効期限満了日等の記載がないため、「自動車検査証記録事項」(下図青枠)の提出が必要となります。なお、従来の車検証(電子車検証でないもの)につきましては変更ありません。

## 1. 電子車検証が発行された車両の場合

こちらを  
提出してください→

提出不要



↑こちらの電子車検証(A6)は有効期限満了日等が記載されていない為、「自動車検査証記録事項」が必要となります。

| A  |                                  | 記録年月日     | 令和 3年 6月 10日                        |
|--|----------------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 自動車検査証記録事項 11321000001   |                                  |           |                                     |
| 1. 基本情報  |                                  |           |                                     |
| 自動車登録番号又は車両番号  | 車検 300 対 9999                    |           |                                     |
| 車両番号   | R35-DSG-00001                    |           |                                     |
| 記録年月日/交付年月日  | 令和 3年 6月 10日                     | 記録期間等     | 令和 3年 6月 10日 有効期限が満了する日 令和 6年 6月 9日 |
| 2. 所有者・使用者情報   |                                  |           |                                     |
| 所有者の氏名又は名称   | 運輸 太郎                            |           |                                     |
| 所有者の住所   | 北海道札幌市東区北36条東〇丁目△△△ [50007 0331] |           |                                     |
| 使用者の氏名又は名称   | ***                              |           |                                     |
| 使用者の住所   | ***                              |           |                                     |
| 使用の本拠の位置   | ***                              |           |                                     |
| 3. 車両詳細情報  |                                  |           |                                     |
| 車名   | ニッサン [213]                       |           |                                     |
| 型式   | VR38                             |           |                                     |
| 自動車の種類   | 普通自動車                            | 駆動方式      | 事業用の別 乗用車                           |
| 車両の形式  | みほん                              |           |                                     |
| 車両重量   | 940kg                            | 最高速度      | 185km/h                             |
| 燃料の種類  | ガソリン                             | 型式指定番号    | 15985                               |
| 燃料の容量  | 79L                              | 燃料消費量又は燃費 | 3.79L/100km                         |
| 燃料の消費量   | ---                              | 型式指定番号    | 0001                                |
| 4. 備考  |                                  |           |                                     |
| 【注】、新規登録<br>自動車検査証 令和3年6月10日 新規登録<br>令和2年度燃費基準40%向上達成車<br>令和2年度燃費基準25%向上達成車<br>燃費改善技術開発促進車<br>【走行距離計表示値】 9,000km (令和3年3月1日)<br>【走行距離計表示値】 9,000km (令和3年3月1日)<br>ペーパードキュメント<br>平成10年度燃費測定、燃費測定結果 0.66<br>【登録番号】 41-00001<br>備考欄交付<br>以下空白 |                                  |           |                                     |
| 【注意事項】<br>記録事項はシステム登録時表の欄目となります  |                                  |           |                                     |
| 車両ID   | A01234560001                     |           |                                     |
| 12345678901234567890   |                                  |           |                                     |

## 2. 電子車検証ではない車両の場合

### 従来どおりの自動車検査証(写)を提出

自動車検査証の電子化及び車検証閲覧アプリの詳細については、「国土交通省電子車検証特設サイト」をご確認ください。

国土交通省電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

# ETCコーポレートカードの各種届出について

関運協は、ETCコーポレートカード(発行元:NEXCO中日本)の取扱事業を行っています。

ETCコーポレートカードは、高速道路等有料道路を走行することで大口・多頻度割引を受けることができる、登録車のみに使用が限定されたカードです。

大口・多頻度割引を受けるためには、カードへの車両情報の適正な登録やカードの適正使用が必要です。

登録内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行うようお願いいたします。

各種書類に必要事項を記入し、各地方指導部宛にFAX送信してください。

| 事例  | 届出   |
|---|--|
| <p>新たにカードを追加登録する場合<br/>(P3~P4)</p>  | <p>●ETCコーポレートカード追加発行申込書(様式4)<br/>                     &lt;添付書類&gt;<br/>                     ・自動車検査証(写)<br/>                     電子化された自動車検査証の場合→『自動車検査証記録事項』(写)<br/>                     ・車載器セットアップ証明書(写)</p>  |
| <p>登録車両を入替える場合<br/>(P5~P6)</p>  | <p>●登録車両入替届(様式10)<br/>                     &lt;添付書類&gt;<br/>                     ・自動車検査証(写)<br/>                     電子化された自動車検査証の場合→『自動車検査証記録事項』(写)<br/>                     ・車載器セットアップ証明書(写)<br/>                     ※1. 登録がある車両に入替をする事はできません。<br/>                     ※2. <u>届出がない場合、車両不一致となり、割引が適用されません。</u><br/>                     なお、登録車両入替届がNEXCO中日本より承認・受理され、<br/>                     入替後カード(新カード)を受け取るまでの間、入替前カード(旧カード)を<br/>                     入替後の新車両でご利用できます。</p> |
| <p>車両に搭載している<br/>車載器を変更した場合<br/>(P7~P8)</p>   | <p>●車載器変更届(様式11)<br/>                     &lt;添付書類&gt;<br/>                     ・車載器セットアップ証明書(写)</p>   |
| <p>カードの磁気不良/破損/紛失/盗難<br/>などでカードを再発行する場合<br/>(P9~P10)</p>                              | <p>●ETCコーポレートカード再発行申込書(様式7)<br/> <u>仮カードを希望する場合AM10:50までに</u><br/> <u>地方指導部へFAX送信お願いいたします。</u><br/>                     (NEXCO中日本の当日受付の締め切りがAM11:00の為、<br/>                     それ以降は翌日扱いになります。)</p>   |
| <p>車両売却・廃車により登録を削除<br/>破損カード/入替前カード<br/>磁気不良カードを返却する場合<br/>(P11~P12)</p>              | <p>●ETCコーポレートカード返却届(様式6)<br/> <u>返却するカードを添えて地方指導部へご郵送下さい。</u><br/>                     ご郵送の際は、カードのICチップ部分に穴をあけるか<br/>                     ハサミで切り込みを入れてから<br/>                     地方指導部へ発送するようお願いいたします。<br/>                     (※仮カードは穴をあけずにそのままご返却下さい。)</p>   |
| <p>カードを紛失した<br/>盗難被害にあった場合<br/>(P13~P16)</p>  | <p>●ETCコーポレートカード紛失届(様式8)<br/>                     必ず最寄りの警察署に遺失届または盗難届を提出してください。<br/>                     ※長期休暇や夜間などで緊急の場合は、NEXCOに直接<br/>                     「ETCコーポレートカード紛失届(休日・夜間専用)」を<br/>                     FAX送信お願いいたします。</p>   |
| <p>紛失したカードを発見した場合<br/>(P17~P18)</p>   | <p>●ETCコーポレートカード発見届(様式9)<br/>                     発見届を提出後、NEXCO中日本が<br/>                     停止解除処理を完了するまでカードのご利用はできません。</p>   |
| <p>会社の名称/代表者/住所/電話番号<br/>FAX番号/カード管理責任者<br/>請求書の送付先<br/>などに変更があった場合<br/>(P19~P20)</p> | <p>●届出事項変更届(様式12)<br/>                     &lt;添付書類&gt;<br/>                     ・会社名称変更の場合のみ登記簿謄本または履歴事項全部証明書</p>   |

# ETCコーポレートカードの各種報告について

下記事例の場合、速やかに(車両制限令については直ちに)組合に報告してください。  
各種報告については、管轄の地方指導部または、組合本部までご連絡ください。  
法令違反など、一部の者については罰則(ペナルティ)を伴う場合があります。

| 事例   | 届出   |
|--|--|
| ETCレーンでエラー音が鳴った<br>(P21)                         | ●ETCゲート通過異常発生報告<br>課金状況等を確認する為、報告書の全項目を記入し<br>組合本部宛にFAX送信して下さい。  |
| 本来の組み合わせと違う車両に<br>カードを使用してしまった<br>(P22)          | ●ETCコーポレートカード車両不一致報告書<br>車両不一致のまま走行すると、大口・多頻度割引の適用にならず、<br>場合により不正通行とみなされ、NEXCOから組合全体にペナルティが<br>科せられることがあります。                      |
| 車両制限令に違反し、<br>措置命令書や<br>指導警告書を交付された<br>(P23~P24) | ●車両制限令違反報告書<br>●車両制限令違反状況確認書<br>車両制限令違反は法令違反となるため、NEXCOから組合全体に<br>ペナルティが科せられる場合があります。<br>措置命令書や指導警告書を交付された場合は<br>直ちに組合本部に報告してください。 |

## お問い合わせ先/各地方指導部連絡先

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 高速道路関係<br>(P27) | 地方指導部<br>(P28) |
|-----------------|----------------|

## 諸費用等について

↓NEXCOから請求される手数料です。

|          |                                    |
|----------|------------------------------------|
| カード発行手数料 | 629円(税込) / 枚                       |
| 年間取扱手数料  | 4月1日現在所有しているカード枚数 × 629円(税込) ※毎年1回 |



## ETCコーポレートカード追加発行申込書

関東運送事業協同組合  
理事長 殿

新たにカードを作成する場合に提出して下さい

※カード発行までに10日程度かかります  
発行手数料 629円(税込)/枚

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

新たなカードの貸与を受けたいので、ETCカード利用規程第16条第3項に基づき、下記のとおりカードの追加発行を申し込みます。なお、カードの発行に当たっては、中日本高速道路(株)の定める追加発行手数料を支払います。

記

ETCコーポレートカード追加発行申込み枚数

1枚

## ETCコーポレートカード追加発行明細

| 車両番号 |     |   |      | 車載器管理番号 |          |        | 理由 |
|------|-----|---|------|---------|----------|--------|----|
| 横浜   | 100 | か | 1122 | 10007   | 00264448 | 000005 | 増車 |
|      |     |   |      |         |          |        |    |

## 《添付書類》

- ①電子化される以前の自動車検査証(紙媒体)の場合→『自動車検査証』(写)  
電子化された自動車検査証の場合→『自動車検査証記録事項』(写)  
車両番号・所有者名・使用者名・有効期間が  
不鮮明なものはNEXCOで受け付けられませんので送信前にチェックして下さい。
- ②車載器セットアップ証明書(写)

## 【注意事項】カード発行ができない事例

●新規登録しようとする車両が、NEXCOにすでに登録済である車両の場合は(他社での登録を含む)使用者が登録しているコーポレートカードを返却するまでカードの作成は出来ません。

※車両の二重登録不可

●新規登録しようとする車両に搭載した車載器が他のコーポレートカードに登録されている場合、そのコーポレートカードをNEXCOに返却しない限りカードの作成は出来ません。

※車載器の二重登録不可

《添付》

- ・自動車検査証(写) / 電子化された自動車検査証の場合は『自動車検査証記録事項』(写)
- ・車載器セットアップ証明書(写)

※ 理由は、増車・業務拡大等具体的に書いて下さい。



# 登録車両入替届

関東運送事業協同組合

理事長 殿

**登録車両を変更する場合に提出して下さい**

※カード発行までに10日程度かかります  
発行手数料 629円(税込)/枚

入替届を提出し、地方指導部から連絡を受けた日より旧車両のカードを一時的に新車両において利用出来ます。  
※詳しくは注意事項に記載

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

登録車両に入替が生じたので、ETCカード利用規程第17条第2項に基づき、下記のとおり登録を変更し、下記①のカードの再発行を行っていただきたくお届け致します。なお、カードの再発行に当たっては、中日本高速道路(株)の定める再発行手数料をお支払い致します。

## 記

| ① 現在使用中のカード番号<br>※番号に-を入れて下さい<br>【例 113392-0003-12345-0】 | ② ①のカードの登録車両番号 | ③ ②の登録車両と入替える車両の車両番号 | ④ ③の車両にセットアップされた車載器の車載器管理番号 |
|--|----------------|----------------------|-----------------------------|
| 113392-0003-12345-0                                      | 品川800あ1234     | 千葉100あ2222           | 10005   00333189   000003   |
|  |                |                      |                             |

### 《添付書類》

- ①電子化される以前の自動車検査証(紙媒体)の場合→『自動車検査証』(写)  
電子化された自動車検査証の場合→『自動車検査証記録事項』(写)  
車両番号・所有者名・使用者名・有効期間が不鮮明なものはNEXCOで受付られませんので送信前にチェックをして下さい。
- ②車載器セットアップ証明書(写)  
午後15:50までに地方指導部へFAX送信をして下さい。

### 【注意事項】

中日本高速道路(株)に届出している車両を抹消し、その代替として新たな車両を登録する場合に限り入替前カード(旧カード)を一時的に入替後の新車両において利用出来ます。

ただし、届出した新車両以外の車両に使用することは利用約款違反(車両不一致)になります。

入替前カード(旧カード)は新カード(入替後カード)受領後、ETCコーポレートカード返却届(様式6)を添えて至急返却して下さい。※新カード(入替後カード)受領後は、旧カードとの併用は絶対にしないで下さい。

—入替処理が出来ない事例—

●入替える車両が、NEXCOにすでに登録済である車両の場合は(他社での登録を含む)使用者が登録しているコーポレートカードを返却するまでカードの作成は出来ません。※車両の二重登録不可

●入替える車両に搭載した車載器が他のコーポレートカードに登録されている場合、そのコーポレートカードをNEXCOに返却しない限りカードの作成は出来ません。※車載器の二重登録不可

※入替前車両に搭載していた車載器を入替える車両(入替後車両)に取り付けた場合は登録が可能です。

# 登録車両入替届

関東運送事業協同組合

理 事 長 殿

|       |  |
|-------|--|
| 提出日   |  |
| 組合員番号 |  |
| 住 所   |  |
| 名 称   |  |
| 代表者名  |  |
| 電 話   |  |

登録車両に入替が生じましたので、ETCカード利用規程第17条第2項に基づき、下記のとおり登録を変更し、下記①のカードの再発行を行っていただきたくお届け致します。なお、カードの再発行に当たっては、中日本高速道路(株)の定める再発行手数料をお支払い致します。

記

| ① 現在使用中のカード番号<br>※番号に-を入れて下さい<br>【例 113392-0003-12345-0】 | ② ①のカードの<br>登録車両番号 | ③ ②の登録車両と入<br>替える車両の車両<br>番号 | ④ ③の車両にセットアップされた<br>車載器の車載器管理番号 |
|--|--------------------|------------------------------|---------------------------------|
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |
|  |                    |                              |                                 |

《添付書類》

- ・入替する車両の自動車検査証(写) / 電子化された自動車検査証の場合は『自動車検査証記録事項』(写)
- ・車載器セットアップ証明書(写)

《注意事項》

本変更届を提出することによって、新たに③の車両のカードを受け取るまでの間、①のカードを一時的に③の車両において以下の条件を守ることにより利用することができます。

1. 本変更届の内容に誤りがあったことによる一切の責任は組合員が負うこと
2. ①のカードは③の車両以外には利用しないこと
3. ③の車両のカードを受け取ったとき、①のカードを直ちに返却すること

# 車 載 器 変 更 届

関東運送事業協同組合

理 事 長 殿

**車載器を変更した場合に提出して下さい**

登録車両番号に変更がないので、  
セットアップ完了日から  
ETCカードは使用できます。

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住 所   | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名 称   | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電 話   | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

登録車両の車載器を変更しましたので、利用規程第17条第3項に基づき、下記のとおりお届け致します。

記

| ① 現在使用中の<br>カード番号<br>【例 113392-0003-12345-0】   | ② ①のカードの<br>登録車両番号 | ③ ②の車両にセットアップされ<br>た車載器管理番号 | ④ 新しくセットアップされた<br>車載器の車載器管理番号 |
|--|--------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 113392-0003-12345-0  | 品川800あ1234         | 10005   00264448   111111   | 10007   00264448   222222     |
|  |                    | ↑ 旧車載器番号                    | ↑ 新車載器番号                      |
| <p>《添付書類》<br/>①車載器セットアップ証明書(写) 車検証は不要</p> <p>【注意事項】<br/>車両に搭載している車載器を変更した場合は、割引適用に影響がでる恐れがありますので速やかに変更手続きをして下さい。<br/>※登録車両番号に変更がない為、カードの再作成はありません。<br/>カードの使用はセットアップ完了日から可能です。</p> |                    |                             |                               |
|  |                    |                             |                               |
|  |                    |                             |                               |

《添付書類》

車載器セットアップ証明書(写)

《注意事項》

車載器を変更した場合は、新車載器セットアップ完了日からETCカードの使用ができます。  
車載器変更の届出は必ず行って下さい。

# 車 載 器 変 更 届

関東運送事業協同組合

理 事 長 殿

|       |  |
|-------|--|
| 提出日   |  |
| 組合員番号 |  |
| 住 所   |  |
| 名 称   |  |
| 代表者名  |  |
| 電 話   |  |

登録車両の車載器を変更しましたので、利用規程第17条第3項に基づき、下記のとおりお届け致します。

記

| ①<br>現在使用中の<br>カード番号<br>【例 113392-0003-12345-0】 | ②<br>①のカードの<br>登録車両番号 | ③<br>②の車両にセットアップされ<br>た車載器管理番号 | ④<br>新しくセットアップされた<br>車載器の車載器管理番号 |
|---|-----------------------|--------------------------------|----------------------------------|
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |
|   |                       |                                |                                  |

《添付書類》

車載器セットアップ証明書(写)

《注意事項》

車載器を変更した場合は、新車載器セットアップ完了日からETCカードの使用ができます。  
車載器変更の届出は必ず行って下さい。

# ETCコーポレートカード再発行申込書

関東運送事業協同組合  
理事長 殿

**磁気不良・紛失等でカードを再作成する場合に提出して下さい**

※カード発行までに10日程度かかります。  
緊急に必要な場合は仮カードの発行を受けることができます。  
紛失再発行の場合は手数料 629円(税込)/枚  
磁気不良再発行の場合は当組合が負担致します。

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

ETCコーポレートカードの再発行を受けたいので、ETCカード利用規程第16条第1項に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、カードの再発行に当たっては、中日本高速道路(株)の定める再発行手数料を支払います。

記

|                     |     |
|---------------------|-----|
| ETCコーポレートカード再発行申込枚数 | 1 枚 |
|---------------------|-----|

### ETCコーポレートカード再発行明細

| 再発行を希望するETCコーポレートカード番号<br>※番号に-を入れて下さい<br>【例 113392-0003-12345-0】 | 理 由  | 備 考  |
|---|------|--|
| 113392-0003-12345-0   | 磁気不良 | 仮カード希望 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">あり</span> なし<br>車両番号 <span style="color: red;">品川800あ1234</span> |
|   |      | 仮カード希望 あり なし   |

**【注意事項】**  
カード番号・再発行理由(磁気不良/汚損/紛失/盗難)・車両番号・仮カード希望の有無を必ず記入  
※仮カードを希望する場合→午前10:50までに地方指導部へFAX送信して下さい。  
 NEXCO(中日本)の当日受付の締切が午前11時の為、締切時間後の受付は翌日扱いになります。

—仮カードについて—

- 再発行カードを受領後、一週間以内に仮カードと返却届(様式6)を添えて地方指導部に返却して下さい。長期間返却がない場合、仮カードの使用が停止される場合があります。
- 仮カードは貸与品であり再利用するため、カードにテープを貼ったりマジック等で記入しないようお願い致します。仮カードを汚損・破損した場合はカード作成代金629円(税込)を負担して頂きます。

|  |      |
|--|------|
|  | 車両番号 |
|--|------|

- ※ 再発行理由は、磁気不良・汚損・紛失・盗難 等具体的に記入して下さい。
- ※ 仮カード希望の場合は、備考欄「仮カード希望」欄の「あり」を、不要の場合は「なし」を○で囲んで下さい。
- ※ 備考欄の「車両番号欄」に登録車両番号を記載して下さい。

## ETCコーポレートカード再発行申込書

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

|       |  |
|-------|--|
| 提出日   |  |
| 組合員番号 |  |
| 住 所   |  |
| 名 称   |  |
| 代表者名  |  |
| 電 話   |  |

ETCコーポレートカードの再発行を受けたいので、ETCカード利用規程第16条第1項に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、カードの再発行に当たっては、中日本高速道路(株)の定める再発行手数料を支払います。

## 記

ETCコーポレートカード再発行申込枚数

枚

## ETCコーポレートカード再発行明細

| 再発行を希望するETCコーポレートカード番号<br>※番号に-を入れて下さい<br>【例 113392-0003-12345-0】 | 理 由 | 備 考                                 |
|---|-----|-------------------------------------|
|   |     | 仮カード希望    あり    なし<br>-----<br>車両番号 |

**※仮カードをご希望の場合はこちらに送付先のご記入をお願い致します**

〒

(電話番号)

土・日・祝日受取(可能・不可) ←どちらかに○をお願い致します。

- ※ 再発行理由は、磁気不良・汚損・紛失・盗難 等具体的に記入して下さい。
- ※ 仮カード希望の場合は、備考欄「仮カード希望」欄の「あり」を、不要の場合は「なし」を○で囲んで下さい。
- ※ 備考欄の「車両番号欄」に登録車両番号を記載して下さい。

## ETCコーポレートカード返却届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

カードを返却する場合に提出して下さい

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

貸与を受けているETCコーポレートカードを、ETCカード利用規程第22条に基づき、下記のとおり返却致します。

## 記

返却するETCコーポレートカードの枚数

3枚

(注)理由は、◆車両を売却、廃車した場合→減車 ◆車両の入替→代替再作成 ◆磁気不良・紛失・盗難  
カードの発見・仮カード等具体的に記載して下さい。

## ETCコーポレートカード返却明細

| 返却するETCコーポレートカード番号<br>※番号に-を入れて下さい<br>【例 113392-0003-12345-0】 | 車 両 番 号 |     |   |      | 理 由    |
|---|---------|-----|---|------|--------|
| 113392-0003-12345-0   | 品川      | 800 | あ | 1234 | 減車     |
| 113392-0004-22222-1   | 横浜      | 100 | き | 3333 | 代替再作成  |
| 119594-0140-00050-2   | —————   |     |   |      | 仮カード返却 |

## 【注意事項】

返却理由は間違えないようにお願い致します。

**減車としてカード返却した場合、その車両の登録は削除されてしまいますので特にご注意下さい。**

車両を売却したり廃車扱いをした場合は速やかに地方指導部へカードを返却して下さい。

車載器の変更手続きや購入先のカード作成に支障が生じることがあります。

**返却届には必ず車両番号と返却理由を記入して下さい。**

- 減車＝車両売却や廃車により登録を削除する場合
- 代替再作成＝車両入替による入替前カード(旧カード)を返却する場合
- 磁気不良＝磁気不良によるカードの再発行の場合
- 破損＝カードを汚したり、傷つけたりした場合
- 紛失・盗難＝発見されたカードを返却する場合

カードを郵送する際、ICチップに穴をあけるか、切り込みを入れて返却していただくようお願いいたします。

※仮カードは、穴を開けずにそのままご返却下さい。





## ETCコーポレートカード紛失届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

カード紛失・盗難の場合に  
提出して下さい

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

貴組合から貸与を受けているETCコーポレートカードを、2024年 〇月 〇日に亡失しましたのでETCカード利用規程第15条第2項に基づき、下記のとおり紛失届を提出するとともに、中日本高速道路(株)において当該カードの無効登録をしていただきたくお願い致します。

記

紛失等したETCコーポレートカードの枚数

1枚

| 紛失等したETCコーポレートカードの番号<br>※番号に一を入れて下さい【例 113392-0003-12345-0】 | 登録車両番号 |     |   |      |
|---|--------|-----|---|------|
| 113392-0003-12345-0   | 品川     | 800 | あ | 1234 |
|   |        |     |   |      |

| 理由  | 紛失  | 盗難 | 滅失 |
|-----|---|----|----|
| 状 況 | <p>〇月〇日午前5時頃配送途中の東名高速横浜町田料金所を通過後ETCカードをカードケースにしまい忘れ、作業服の胸ポケットに入れたまま配送作業をした。……<br/>帰りは高速道路を利用しなかったため、帰社後カード読み取り機に差し込もうとしたところカードが無いことに気づいた。……<br/>車内・配送先等くまなく探したが発見できず最寄りの警察署に遺失届を提出した。……</p> |    |    |

## 【注意事項】

カード紛失・盗難の際は速やかに地方指導部へ紛失届をFAX送信して下さい。

※必ず警察署に遺失届または盗難届を提出して下さい。

－カードが見つかった場合－

紛失したカードを発見した時は発見届(様式9)を提出して下さい。カードの使用許可が出るまでカードの使用はできません。使用開始日を本部または地方指導部よりご連絡致します。

# ETCコーポレートカード紛失届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

|           |  |
|-----------|--|
| 提 出 日     |  |
| 組 合 員 番 号 |  |
| 住 所       |  |
| 名 称       |  |
| 代 表 者 名   |  |
| 電 話       |  |

貴組合から貸与を受けているETCコーポレートカードを、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に亡失しましたのでETCカード利用規程第15条第2項に基づき、下記のとおり紛失届を提出するとともに、中日本高速道路(株)において当該カードの無効登録をしていただきたくお願い致します。

記

|                             |          |
|-----------------------------|----------|
| <b>紛失等したETCコーポレートカードの枚数</b> | <b>枚</b> |
|-----------------------------|----------|

| 紛失等したETCコーポレートカードの番号<br><small>※番号に一を入れて下さい【例 113392-0003-12345-0】</small> | 登録車両番号 |
|--|--------|
|  |        |
|  |        |

| 理 由        | 紛 失   | 盗 難 | 滅 失 |
|------------|---|-----|-----|
| <b>状 況</b> | .....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>.....<br>..... |     |     |

※ 紛失・盗難の場合は、必ず警察署に遺失届または盗難届を提出して下さい。

## カード紛失にかかる休日・夜間時の受付について

お客様がE T Cコーポレートカードを紛失・盗難等された場合は、原則、窓口の営業時間内に紛失届の提出をいただいておりますが、営業時間外（休日又は夜間）に紛失や盗難された場合の緊急時については、専用F A Xにて受付を行っておりますので、紛失届（休日・夜間専用）（裏面参照）に必要事項を記入のうえ、下記番号までF A Xをお送りいただきますようお願いいたします。

届出いただいた翌日のご利用分から請求データより削除いたします。  
なお、F A Xで届出をされる際には以下の点にご注意下さい。

### 《注意事項》

1. F A Xで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に当社からお客様へ確認の連絡を致します。当社からの連絡がない場合は、F A Xが届いていない可能性もありますので、再度、窓口への連絡をお願いします。また、F A Xが届いていない場合、記載内容に誤りがある場合には緊急の処理は行えませんので、ご了承ください。
2. F A Xで届出をされた場合でも、別途、必ず窓口への紛失届（別記様式8）の提出をお願いします。紛失届（別記様式8）の提出がないときは、F A Xでの届出を無効とさせていただくことがあります。
3. 事業協同組合の場合は、原則として組合事務局からの届出としますが、やむなく組合員からの届出となった場合においても、別途提出していただく紛失届（正）は必ず組合事務局からの提出をお願いします。

NEXCO 中日本 東京支社 E T Cコーポレートカード係  
紛失届受付専用F A X番号 03-5776-5680

（番号はおかけ間違いのないようにご注意ください。）

## ETCコーポレートカード紛失届(休日・夜間専用)

中日本高速道路株式会社  
東京支社長殿

|                       |  |       |  |  |  |
|-----------------------|--|-------|--|--|--|
| ① 届出年月日               | 年 月 日  |       |  |  |  |
| ② 紛失したETCコーポレートカードの番号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> |       |  |  |  |
|                       |  |       |  |  |  |
| ③ おところ                | 〒 ( )  |       |  |  |  |
| ④ お名前                 | 印  |       |  |  |  |
| ⑤ 紛失年月日               | 年 月 日  |       |  |  |  |
| ⑥ 理由                  | 紛失 盗難 滅失( )  |       |  |  |  |
| ⑦ 状況                  | 車両番号   |       |  |  |  |
| ⑧ 組合紛失された組合員          | おところ   | 〒 ( ) |  |  |  |
|                       | お名前  |       |  |  |  |

(注)④…法人である場合、法人名及び代表者名を記入して下さい。  
⑦…紛失されたときの状況を、なるべく詳しく記入して下さい。  
⑧…事業協同組合である場合のみ記入して下さい。

※FAXで届出をされる場合に記入願います。

|     |      |       |
|-----|------|-------|
| 届出者 | ご連絡先 | 〒 ( ) |
|     | お名前  |       |

《注意事項》

1. FAXで届出いただいたものは、翌営業日の午前中に当社からお客様(届出者が事業協同組合の組合員様の場合は、組合事務局様)へ確認の連絡を致します。当社からの連絡がない場合は、FAXが届いていない可能性もありますので、再度、当社への連絡をお願いします。また、FAXが届いていない場合には緊急の処理は行えませんので、ご了承ください。
2. FAXで届出をされた場合でも、別途、必ず当社への紛失届(正)の提出をお願いします。紛失届(正)の提出がないときは、FAXでの届出を無効とさせていただくことがあります。
3. 事業協同組合の場合は、原則として組合事務局からの届出としますが、やむなく組合員からの届出となった場合においても、別途提出していただく紛失届(正)は必ず組合事務局からの提出をお願いします。

## ETCコーポレートカード発見届

関東運送事業協同組合

理事長 殿

紛失カードを発見した場合に提出して下さい

発見届提出後、カードは  
すぐに使用できません。  
使用許可が出るまで  
お待ち下さい。

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

紛失届を提出したETCコーポレートカードを発見しましたので、ETCカード利用規程第15条第3項に基づき下記のとおり発見届を提出致します。

## 記

|       |             |
|-------|-------------|
| 発見年月日 | 2024年 〇月 〇日 |
|-------|-------------|

|       |             |
|-------|-------------|
| 紛失年月日 | 2024年 〇月 〇日 |
|-------|-------------|

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 発見したETCコーポレートカードの枚数 | 1 枚 |
|---------------------|-----|

|  |               |
|--|---------------|
| 発見したETCコーポレートカードの番号<br>※番号に-を入れて下さい【例 113392-0003-12345-0】 | 備 考           |
| 113392-0003-12345-0  | 品川 100 あ 1234 |

## 【注意事項】

発見届を提出後、NEXCO(中日本)からカード使用許可が出るまでカードの使用はできません。  
使用開始日は本部または地方指導部よりご連絡致します。  
連絡前に使用すると、紛失・盗難カードの使用と見なされる場合がありますETCゲートのバーが開きません。

※但し、紛失・盗難で再発行申込後カードを発見した場合は、そのETCコーポレートカードは使用できません。  
返却届(様式6)を添えて見つかったカードと一緒に地方指導部へ返却して下さい。

※ 使用開始日は、本部又は地方指導部より連絡します。それまでは絶対に使用しないで下さい。

# ETCコーポレートカード発見届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

|       |  |
|-------|--|
| 提出日   |  |
| 組合員番号 |  |
| 住 所   |  |
| 名 称   |  |
| 代表者名  |  |
| 電 話   |  |

紛失届を提出したETCコーポレートカードを発見しましたので、ETCカード利用規程第15条第3項に基づき下記のとおり発見届を提出致します。

記

|       |       |
|-------|-------|
| 発見年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

|       |       |
|-------|-------|
| 紛失年月日 | 年 月 日 |
|-------|-------|

|                     |   |
|---------------------|---|
| 発見したETCコーポレートカードの枚数 | 枚 |
|---------------------|---|

| 発見したETCコーポレートカードの番号<br>※番号に-を入れて下さい【例 113392-0003-12345-0】 | 備 考 |
|--|-----|
|  |     |
|  |     |
|  |     |
|  |     |
|  |     |
|  |     |

※ 使用開始日は、本部又は地方指導部より連絡します。それまでは絶対に使用しないで下さい。

# 届出事項変更届

関東運送事業協同組合  
理事長 殿

**変更があった場合に提出して下さい**

会社名称変更の場合は、  
登記簿謄本または  
履歴事項全部証明書を  
添付してください。

|       |              |
|-------|--------------|
| 提出日   | 2024年〇月〇日    |
| 組合員番号 | 〇〇〇〇〇        |
| 住所    | 東京都〇〇区〇〇町〇-〇 |
| 名称    | 〇〇〇運送株式会社    |
| 代表者名  | 〇〇 〇〇〇       |
| 電話    | 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

貴組合に届け出た事項について変更がありましたので、利用規程第17条第1項に基づき、下記の通りお届けします。

**(例) 会社の住所・電話番号変更の場合** 記

|       |   |
|-------|---|
| 変更事項  | 会社の代表者・名称・ <b>住所</b> ・ <b>電話番号</b> ・FAX番号<br>カード管理責任者(役職名・メールアドレス)・請求書の送付先・その他  |
| 変更内容  | <p>変更前</p> <p>〒164-0004<br/>東京都〇〇区〇〇町〇-〇<br/>TEL 03-3357-8444</p> <p>変更後</p> <p>〒164-0005<br/>東京都〇〇区〇〇町〇-〇<br/>TEL 03-3359-9785</p> <p>(メールアドレス)※カード管理責任者のみ</p> |
| 変更年月日 | 2024年 〇月 〇日   |

会社の代表者・名称・住所・電話番号・FAX番号・カード管理責任者・請求書の送付先等に変更があった場合は、届出事項変更届に変更前・変更後を記入して地方指導部へFAX送信して下さい。  
※お名前にはフリガナのご記入をお願いします。

※ 社名変更があった場合のみ履歴事項全部証明書を添付して下さい。

# 届 出 事 項 変 更 届

関東運送事業協同組合  
理 事 長 殿

|           |  |
|-----------|--|
| 提 出 日     |  |
| 組 合 員 番 号 |  |
| 住 所       |  |
| 名 称       |  |
| 代 表 者 名   |  |
| 電 話       |  |

貴組合に届け出た事項について変更がありましたので、利用規程第17条第1項に基づき、下記の通りお届けします。

### 記

| 変 更 事 項   | 会社の代表者・名称・住所・電話番号・FAX番号<br>カード管理責任者(役職名・メールアドレス)・請求書の送付先・その他   |
|-----------|--|
| 変 更 内 容   | <div style="border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 10px;">                     変更前                 </div> <div style="padding-top: 10px;">                     変更後 (カード管理責任者の変更の場合は、役職名・メールアドレスも記載して下さい)<br/>                     ※お名前にはフリガナのご記入をお願いします。                 </div> <div style="padding-top: 20px;">                     (メールアドレス)※カード管理責任者のみ                 </div> |
| 変 更 年 月 日 | 年      月      日  |

※ 社名変更があった場合のみ履歴事項全部証明書を添付して下さい。

関東運送事業協同組合 御中

## ETCゲート通過異常発生報告

※全項目ご記入お願いいたします

|  |                  |                       |   |
|--|------------------|-----------------------|---|
| 組合員番号  |                  | 担当者                   |   |
| 組合員会社名   |                  | 電話番号                  |   |
| 発生日  | 年 月 日            | FAX番号                 |   |
| カード番号  | 113392 — — —     |                       |   |
| 車載器管理番号  | — — —            |                       |   |
| 車両番号   |                  | 課金車種<br>トレーラー<br>のみ軸数 | *特大・大型・中型・普通・軽<br>*( t車)<br>*トレーラーヘッド(2軸・3軸)<br>*牽引トレーラー(無・有 軸) |
| 車色・特徴(形状)  |                  | 車両の<br>メーカー名<br>車名    | 乗用車系必須、貨物バス系はわかれば   |
| ゲート<br>(異常発生ゲートに<br>○を付けて下さい)                    | ・高速道路名( ) 入口名( ) | 時間 AM・PM :            |   |
|  | ・高速道路名( ) 出口名( ) | 時間 AM・PM :            |   |
| レーンの位置   |                  |                       | (例:右から2番目/一番左側等)  |
| 運行経路   |                  | ~                     |   |
| ↓異常の状況について詳しく記載して下さい(例:出口ゲートでバーが開かなかった/エラー音がした等) |                  |                       |   |
|  |                  |                       |   |
|  |                  |                       |   |
|  |                  |                       |   |
|  |                  |                       |   |

関運協本部使用欄 (結果・連絡者への報告・その他)

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

地方指導部長 殿

組合員番号 : \_\_\_\_\_  
 組合員会社 : \_\_\_\_\_  
 カード管理者 : \_\_\_\_\_  
 乗務員 : \_\_\_\_\_  
 電話番号 : \_\_\_\_\_  
 Eメール : \_\_\_\_\_

## ETCコーポレートカード車両不一致報告書

ETCコーポレートカードを本来の組み合わせとは異なる車両に使用してしまったので、下記のとおり報告します。

カード使用日 : \_\_\_\_\_

① 今回不一致を起こした車両番号

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

▼ 不一致 ▲

③ 左記①の本来のカード番号

固定

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
| 113392 | - | - | - |
|--------|---|---|---|

② 今回使用して不一致となったカード番号

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
| 113392 | - | - | - |
|--------|---|---|---|

固定

④ 左記②と紐づけられている車両番号

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|--|--|--|--|

- 本来、①の車両には③のカードを使用すべきところ、②のカードを使用してしまいました。
- カードに印字されている会社名義と車検証に記載されている使用者が異なっていました。

走行区間

| 道路名 | 入口IC名 | ～ | 出口IC名 |
|-----|-------|---|-------|
|     |       | ～ |       |
|     |       | ～ |       |
|     |       | ～ |       |
|     |       | ～ |       |

|         |  |
|---------|--|
| 不一致発生原因 |  |
| 再発防止策   |  |

関東運送事業協同組合 御中

組合員番号

住 所

組合員会社

担当者名

## 車両制限令違反報告書

当社は、道路法第47条第2項(車両制限令違反)により(措置命令書・指導警告書・その他)を受けました。詳細の顛末と、再発防止への対応策についてご報告致します。

|                         |   |     |   |      |   |      |   |
|-------------------------|---|-----|---|------|---|------|---|
| 発生日時                    |   |     |   |      |   |      |   |
| 発生場所                    |   |     |   |      |   |      |   |
| 輸送区間                    |   |     |   |      |   |      |   |
| 輸送品名                    |   |     |   | 製品重量 |   | 製品長さ |   |
| 使用車両                    | トラクター登録番号   |     |   |      |   | 製品高さ |   |
|                         | トレーラー登録番号   |     |   |      |   | 製品幅  |   |
| 特車許可番号                  |   |     |   |      |   |      |   |
| 違反内容 (措置命令書の3違反内容を転記する) |   |     |   |      |   | 参 考  |   |
| 総重量 (t)                 | t   | 制限値 | t | 超過値  | t | 許可値  | t |
| 長さ (m)                  | m   | 制限値 | m | 超過値  | m | 許可値  | m |
| 高さ (m)                  | m   | 制限値 | m | 超過値  | m | 許可値  | m |
| 幅 (m)                   | m   | 制限値 | m | 超過値  | m | 許可値  | m |
| 許可無効の理由 (該当に○)          | 重大な諸元違反・許可証有効期限切れ・通行経路違反・積載貨物違反・連結車違反<br>許可証なし (不携帯・無許可)            |     |   |      |   |      |   |
| 発生経緯                    |   |     |   |      |   |      |   |
| 原因                      | 1. 点呼時の指示不徹底<br>2. 運行直前時の許可条件の未確認<br>3. 運行管理者との高速利用の未確認<br>4. その他 等 |     |   |      |   |      |   |
| 再発防止対策                  | 1. 社内再教育<br>2. 荷主対策<br>3. 許可証の管理体制<br>4. その他 等                      |     |   |      |   |      |   |
| ご意見                     |   |     |   |      |   |      |   |

※まず、措置命令書を地方指導部宛Fax等で報告して下さい。

※本書は、車限令違反の再発を防止するため、社内での対策を実施する報告用紙です。記載は具体的に記述して下さい。

(車両制限令違反状況確認書) 該当する番号に○または記述して下さい

|    |  |   |
|----|--|---|
| 1  | 過去に車両制限令に違反し、NEXCO等の高速道路会社や国などの道路管理者から措置命令(通行禁止)や指導・警告(積載状態改善等)を受けたことがありますか                                  | 1. ある(該当する道路管理者に○を付けて下さい)<br>①国(国土交通省)<br>②高速道路会社(機構)(nexco 首都高 阪神 本四)<br>2. ない<br>3. 分からない                 |
| 2  | 今回の車両制限令に違反することとなった原因はなんでしょうと考えますか   | 1. 車両制限令等の法令を認識していなかったため<br>2. 法令違反を認識していたが利益を優先するため<br>3. 積載物の詳細(重量・寸法等)を知らなかった<br>4. 上記以外の場合(具体的に記入して下さい) |
| 3  | 貴社に於いては、出発前に積載物の内容や運行方法について、運行管理者・運転手・その他の従業員に対して指導・監督を行っていますか。 ※(貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める遵守事項)       | 1. 必ず行っている<br>2. たいていは行っている(積載物による)<br>3. ほとんど行っていない<br>4. 行っていない   |
| 4  | 積荷完了後(運行直前)の重量の最終チェックはどのように行っていますか。  | 1. 実際に計測している<br>2. 発注書等を用いて机上の計算で確認している<br>3. 確認していない<br>4. その他( )  |
| 5  | 積荷完了後(運行直前)の寸法(幅、長さ、高さ)の最終チェックはどのように行っていますか。   | 1. 実際に計測している<br>2. 発注書等を用いて机上の計算で確認している<br>3. 確認していない<br>4. その他( )  |
| 6  | 特殊車両通行許可制度を知っていますか   | 1. 制度の詳細な内容を知っている<br>2. 制度の概要は知っているが、詳細な内容は知らない<br>3. 名前を知っているくらいで、内容は知らない<br>4. 聞いたことが無い                   |
| 7  | 特殊車両通行許可を取得したことがありますか  | 1. 取得したことがある<br>2. 取得を検討したことがあるが、結果的には取得しなかった<br>3. 取得したことはない   |
| 8  | 特殊車両通行許可申請を担当する部署は決めていますか。(部・課または担当者)部・課名を記入して下さい  | 1. 担当部署について ① _____ 部 _____ 課 ② 担当者<br>2. 担当が変更した場合の引き継ぎについて ①優 ②良 ③不良                                      |
| 9  | 特殊車両通行許可証の更新手続きはどのようにしていますか  | 1. 手続き開始について ①3ヶ月以上前 ② 2ヶ月前 ③1ヶ月前<br>2. 手続きについて ①自社の担当者 ②行政書士 ③その他( )<br>3. 許可証期限の管理について ①本社 ②営業所ごと         |
| 10 | 特殊車両許可証を取得している場合、運転手に対して各運行に該当する許可証を特定し携帯するよう指導していますか<br>(2. を選択した場合、理由も記載して下さい)                             | 1. 各運行ごとに該当する許可証を特定し携帯するよう指導している<br>2. 携帯すべき許可証を特定していない<br>(運転手に指導していない、運転手に一任)<br>(理由: )                   |
| 11 | 特殊車両許可証を取得している場合、運行前に車両点検や積載物をチェックする際に、併せて許可証に記載されている内容との照合も行うように社内でも指導していますか。                               | 1. 社内指導を徹底しており、許可証との照合を必ず行っている<br>2. 指導を行うことに努めている<br>3. 特になし(運転手に一任)                                       |
| 12 | 関運協の研修会等で高速道路等において車両制限令の取締が強化されていると指導を受けたにもかかわらず、今回なぜ違反をしたのですか。  | 1. 車両制限令を知らなかった<br>2. 車両制限令は知っていたが、違反しているとは思わなかった<br>3. 違反していることは知っていたが、取締には遭遇しないだろうと思った<br>4. その他( )       |
| 13 | 本部主催で行っています車限令講習会(年1回程度開催)に、参加したことはありますか。あると答えた方は、特に講習して欲しい内代がありましたら該当する全てに○を付けて下さい。                         | 1. 特殊車両通行許可制度<br>2. 道路交通法や道路運送車両法等の関係法令<br>3. NEXCOにおける車限取締の内容について<br>4. その他( )                             |
| 14 | 今回の車両制限令違反を踏まえて、御社では今後法令違反をなくすために、どのような取組を行いましたか。また、取組を検討していますか。(具体的に記述して下さい 社内研修・特車許可証期限管理・走行可能経路・荷主対策について) | ( )   |

# MEMO

# MEMO



## 通行料金・ご走行内容・IC(インターチェンジ)の 整備状況に関するお問い合わせ先はこちら

- ◆首都高速道路株式会社(年中無休/24時間)  
首都高お客さまセンター TEL:03-6667-5855
  
- ◆東日本高速道路株式会社(年中無休/24時間)  
NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル:0570-024-024  
※ナビダイヤルがご利用できない場合 TEL:03-5308-2424
  
- ◆中日本高速道路株式会社(年中無休/24時間)  
NEXCO中日本お客さまセンター フリーダイヤル:0120-922-229  
※フリーダイヤルがご利用できない場合 TEL:052-223-0333(通話料有料)
  
- ◆西日本高速道路株式会社(年中無休/24時間)  
NEXCO西日本お客さまセンター フリーダイヤル:0120-924-863  
※フリーダイヤルがご利用できない場合 TEL:06-6876-9031(通話料有料)
  
- ◆阪神高速道路株式会社(年中無休/24時間)  
阪神高速お客さまセンター TEL:06-6576-1484
  
- ◆本州四国連絡高速道路株式会社(9:00-17:30)  
お客さま窓口 TEL:078-291-1033

## ◆関東運送事業協同組合◆

〒160-0004

新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館5F

TEL:03-3357-8444

FAX:03-3359-9785

| ◆指導部◆ | 住 所   | TEL          | FAX          |
|-------|---|--------------|--------------|
| 東京    | 〒160-0004<br>新宿区四谷3-1-8 東京都トラック総合会館2F<br>(一社)東京都トラック協会内 | 03-3359-4133 | 03-3359-4695 |
| 神奈川   | 〒222-0033<br>横浜市港北区新横浜2-11-1<br>(一社)神奈川県トラック協会内         | 045-471-5511 | 045-471-9055 |
| 千葉    | 〒261-0002<br>千葉市美浜区新港212-10<br>(一社)千葉県トラック協会内           | 043-247-1131 | 043-246-7372 |
| 埼玉    | 〒330-8506<br>さいたま市大宮区北袋町1-299-3<br>(一社)埼玉県トラック協会内       | 048-645-2771 | 048-644-8080 |
| 茨城    | 〒310-0913<br>水戸市見川町2440-1<br>(一社)茨城県トラック協会内             | 029-303-6363 | 029-243-5936 |
| 群馬    | 〒379-2134<br>前橋市力丸町470-1<br>前橋トラック事業協同組合内               | 027-265-2121 | 027-265-2341 |
| 栃木    | 〒321-0169<br>宇都宮市八千代1-5-12<br>(一社)栃木県トラック協会内            | 028-658-2515 | 028-658-6929 |
| 山梨    | 〒406-0034<br>笛吹市石和町唐柏1000-7<br>(一社)山梨県トラック協会内           | 055-262-5561 | 055-263-2036 |

# 関東運送事業協同組合

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-8

東京都トラック総合会館 5 階

TEL 03-3357-8444

FAX 03-3359-9785

<http://www.kanunkyo.or.jp>